

平戸市監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査執行の結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和6年8月30日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の対象及び監査の期間

財務部税務課 令和6年5月27日～28日
市民生活部市民課 令和6年6月27日～28日

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

2 監査の対象とした事項

主に令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第3 監査の方法

今回の監査は平戸市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

1 収入に関すること

- (1) 収入事務が適法・適正に行われているか。
- (2) 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

2 支出に関すること

- (1) 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- (2) 予算目的に反する支出はないか。
- (3) 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- (4) 契約の方法及び内容は適正か。

3 庶務関係事務

- (1) 公印の管理状況
- (2) 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- (3) 文書の処理、整理保存状況

4 補助金関係

- (1) 補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) 補助金の交付申請、交付決定、交付確定、実績報告、請求及び精算手続きが適正に行われているか。

5 その他の事務

事業が適正かつ効率的に行われているか。

第4 監査の結果

主に監査の対象とした令和3年度及び令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指導事項等は次のとおりである。

<参考> 監査等の結果の区分と基準

区 分	基 準
勸 告	指摘事項のうち、公務の執行や信頼性等に大きな影響を及ぼすため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に違反していると認められるもの・予算を目的外に支出していると認められるもの・事務処理等が著しく適正さを欠いていると認められるもの・経済性、効率性、有効性の観点から問題があると認められるもの・前回までの指導事項で是正の努力がなされていないと認められるもの
指導事項	指摘事項のうち、軽微な誤りであり、今後、是正又は改善が必要と認められるもの
意 見	監査等の結果に添えて、組織及び運営の合理化に資するために、改善、検討などを促し、又は注意を喚起することが必要であると認められるもの

■税務課

【指摘事項】

1. 入湯税の督促状発布について

地方税法 701 条の 16 で、「特別徴収義務者が納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。」となっているが、令和 4 年度において、督促状の発布がなされていなかった。法令に基づき適正な事務執行に努められたい。

2. 予定価格調書について

予定価格が、平戸市契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合、同規則第 9 条及び第 25 条の規定により予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例が複数見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

【指導事項】

1. 公印の使用について

平戸市公印規則別表第 1 (8) に規定されている税務課長保管の市長公印使用区分は、「税務関係諸証明及び滞納処分用文書」とされているが、使用区分に規定されていない申込書に押印されていた。公印の使用にあつては規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

2. 平戸市公衆用道路に係る固定資産税等非課税適用について

平戸市公衆用道路に係る固定資産税等の取扱要綱第 6 条で、「当該認定を行った日の属する翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から固定資産税等を課さないものとする」とあるが、令和 4 年中に申請があり、令和 5 年度課税分より非課税となった公衆用道路認定申請 6 件については、令和 5 年 3 月 30 日に決裁されていた。認定の決裁においては令和 5 年度賦課期日までに行う必要があったことから、規定に基づき適正な事務執行に努められたい。

■市民課

【指導事項】

1. 令和3年度大島村クリーンセンター仮事務所リースについて

指名競争入札において、7者を指名、うち5者が辞退し2者による応札となったが予定価格を超過したため不落となっている。そのうち1者は、後日聞き取りにより入札仕様書に月額にて応札することと記載されているにもかかわらず、年額で記載していたことが判明した。月割りにした場合、予定価格を下回る金額であること及び工事日数までの期間が短いこと等を理由とし、1者のみ見積提出依頼を行い随意契約している。しかしながら、随意契約に至る事務処理としては不適切であったと思われる。契約事務の執行にあたっては、安易な判断をせず、公平で適正な事務処理に努められたい。

2. 文書管理について

文書の処理及び保存については、平戸市文書管理規定に定められているが、契約書等書類について適切な保存年限になっていないものや、市民課発布の文書記号番号及び指令番号に誤りが散見されたことから、文書起案及び編綴、簿冊登録においては適正な事務執行に努められたい。

3. 一般廃棄物収集運搬業務について

令和3年度及び令和4年度一般廃棄物収集運搬業務において、業務委託契約書第6条で各月の業務終了後、実績報告書を書面で提出することが規定されているが、一部地域の事業所から一般廃棄物処理実績報告書の提出がなかった。また、令和3年度における随意契約価格等決定伺において、決裁権者である市民生活部長の決裁がないものが散見されたので適正な事務執行に努められたい。

4. 備品購入について

令和4年度執務室椅子購入において、執行伺、見積書の提出依頼等を作成しているが、仕様書がなく、購入物品の指定がされていなかった。また、見積合せ結果調書において、記載不備や、見積書添付不備があったため適正な事務執行に努められたい。

【意見】

1. 平戸市ごみステーション容器設置事業補助金について

平戸市ごみステーション容器設置事業補助金交付要綱第3条第2項において、補助対象となるものは1か所につき1個を原則としている。しかしながら、実情ではごみの増加や利便性から同じ場所に複数台設置する場合も補助申請を受付けていることから、現状に応じた内容となるように例規の改正について検討されたい。

2. 残骨灰処理にかかる委託契約について

令和4年度火葬残骨灰処理業務について、業務委託については有償性があることが前提と考えられるが、随意契約による業務委託を無償で締結している。また、残骨灰の中には有価物が含まれているが、契約書の内容では有価物の処分方法について取り決めがないため、契約の内容や入札の方法について検討されたい。

3. 公衆便所の管理について

築地町公衆便所は、昭和62年に設置され37年が経過し劣化が進んでいる。合併浄化槽35人槽で、男子小便器2基、女子用和式便器2基が設置されているが、経年劣化により防犯上・衛生的に使用が困難な状態であると思われることから、必要性を含めて改善策を検討されたい。